

大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル

宇部市立西岐波小学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

（１）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、sigfy等により連絡し、お子様の引き取りを依頼します。

（２）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

（※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。）

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

（１）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（南方八幡宮）を引き渡しの場所とします。

（２）不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

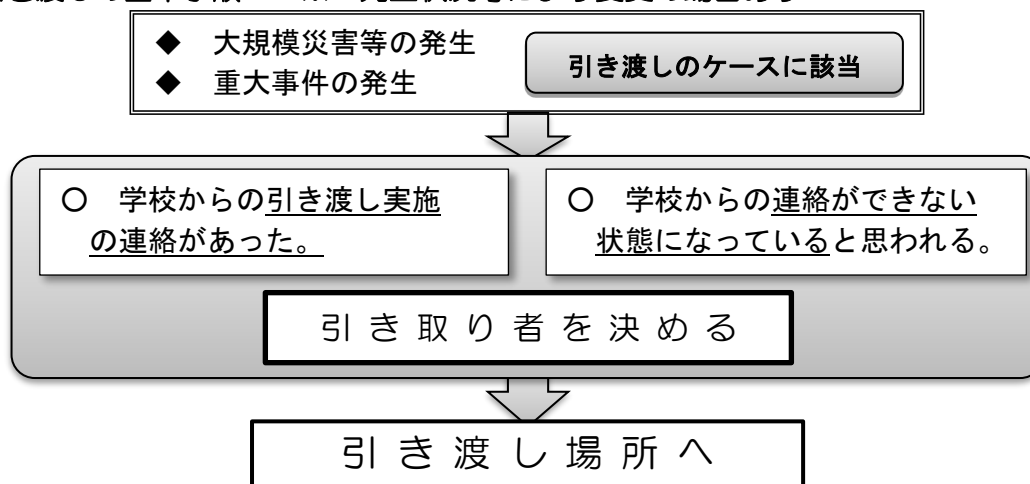
原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

4 引き渡しカードについて

※今年度より、児童基本調査票の「緊急引渡者」の欄に記載

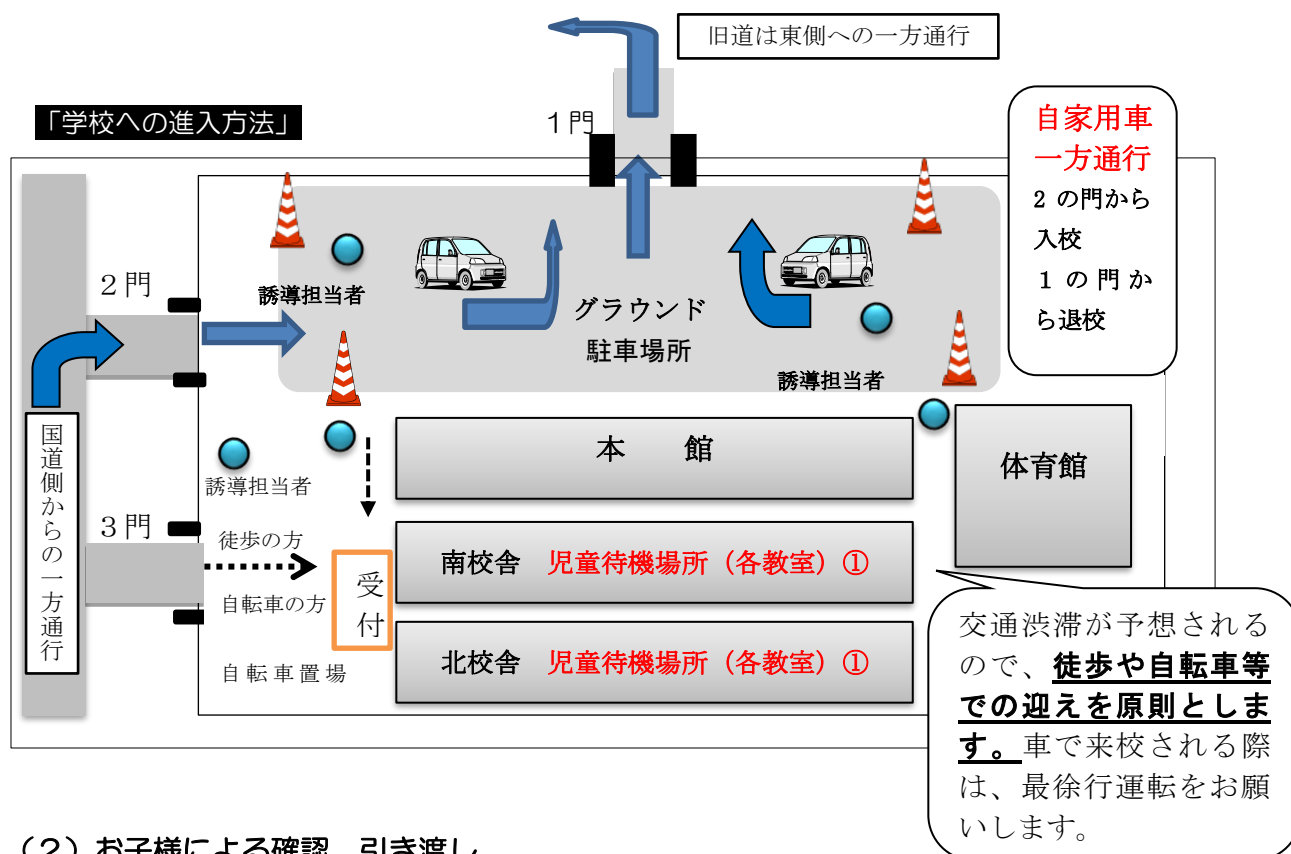
- 緊急時にお迎えに来られる可能性がある方について、全て記入してください。原則として、事故等があった場合に責任をもって対応していただける方（ご親族が中心になると思われます）とします。

5 引き渡しの基本手順 ※ 発生状況等により変更の場合あり



(1) 受付 (児童玄関昇降口)

児童名と迎えに来られた方のお名前、関係を係の職員にお伝えください。また、学校からの連絡事項がある場合は、その内容を確認するとともに、自宅以外の場所にお子様を引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項があれば合わせてお知らせください。学年・学級ごとに受付場所を設けています。兄弟姉妹関係がある方は、それぞれの場所で受付をお願いします。



(2) お子様による確認 引き渡し

お子様が引き取り者を対面確認できたら引き渡します。お子様と一緒に帰ってください。
 ※ 児童基本調査票の「緊急引渡者」の欄に記載されていない方への引き渡しはしないことを原則とします

(3) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、確実に引き渡しができるようにしています。受付を済まさないまま、待機場所からお子様を連れて行かれることがないようにお願いします。